

東京工芸大学著作物の取り扱いに関する運用基準

「東京工芸大学著作物の取り扱いに関する基本方針」（平成22年11月25日大学協議会承認）第5項に規定する運用基準については、以下のとおりとする。

1. 教職員が教育研究活動で制作した著作物については、以下のものを除き当該教職員を著作権者とする。
 - (1) 法人著作
 - (2) 学内の人的資源、大学の設備、施設、文化財、資金等の資源を通常以上に用いて制作された著作物
 - (3) 映画の著作物であって法定により法人等の映画製作者が著作権者となる著作物
 - (4) 共同研究、受託研究等の外部との契約で著作権者が当該教員以外の者と定められている著作物
 - (5) プログラムの著作物であって、かつ、その対象が発明として大学に届け出られ法人帰属となったプログラム著作物
 - (6) デザインでの著作物であって、かつ、その対象が意匠として大学に届け出られ法人帰属となったデザイン著作物
2. 本学の教育研究活動において学生が制作した著作物については、当該学生を著作権者とする。ただし以下のものについては、著作権者を個別に協議・確認することとする。
 - (1) 学生が教育を受ける権利以上に特別の人的資源、大学の設備、施設、文化財、資金等を受けて制作された著作物
 - (2) 学生及び大学以外の第三者が権利を有する著作物や設備、施設、文化財、資金等を用いて制作された著作物
3. 教職員又は学生が著作権者の権利を有する著作物を法人が利用する場合には、著作権法に則り適切な手続きを行い公正な利用を図る。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

以上